別紙1　OPOS協議会 情報取扱規則（原文・全文）

（守秘義務）

第1条

会員は、協議会で進められている審議事項および他の会員の提出した資料並びに意見（以下「機密情報」と総称する）については、善良なる管理者の注意義務をもってその機密を保持するものとし、総会での承認なく第三者に漏洩してはならない。

2項　前項にかかわらず、会員は、次の各号の一に該当する情報を機密情報として取り扱う必要はないものとする。

1. 既に公知のもの、または自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
2. 既に保有しているもの
3. 守秘義務を負うことなく正当に入手したもの
4. 書面により開示を承諾されたもの
5. 機密資料によらずに独自に開発し、または知り得たもの

3項　本条の機密保持義務は、当該機密情報が協議会の各会議で審議された日より、**3年間継続するものとする。**

（注）本別紙は、OFSC データ標準化分科会 参加規程 Ver.3 第3条第1項により、本分科会における情報の取扱いに原則として適用されます。別紙1における『総会での承認』は、本分科会に関しては、OFSCが別途定める承認手続（理事会等）による承認と読み替えます（同条第4項）。